

産業廃棄物処理計画書

2025年5月19日

広島市長

提出者

住所 広島市安芸区矢野新町2-3-50

氏名 株式会社すぎはら

代表取締役 杉原 滋

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-884-2311

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、2025年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 すぎはら 広島工場
事業場の所在地	広島市安芸区矢野新町2-3-50
計画期間	2024年4月～2025年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	「3」輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額：11,736百万円（広島工場：5,644百万円） （2023年10月～2024年9月）
③従業員数	310名（2025年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	材料－成形－裁断－仕上－出荷 ・廃プラスチック類→処分委託業者に委託して、RPFとして再資源化 ・木くず→処分委託業者に委託して、RPFとして再資源化 ・廃油→再生処理業者に委託 ・金属くず→再生処理業者に売却 ・ガラスくず→処分委託業者に委託して、破碎、埋立

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2024 年度) 実績量
計画:今年度(2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	5.95	5.355									5.95	5.355	5.95	5.355	5.95	5.355				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	749.92	674.928									749.92	674.928	0.1	0.09	749.92	674.928				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.31	0.279									0.31	0.279			0.31	0.279				
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃乾電池	0.03	0.027									0.03	0.027			0.03	0.027				
合計	756.21	680.589	0	0	0	0	0	0	0	0	756.21	680.589	6.05	5.445	756.21	680.589	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

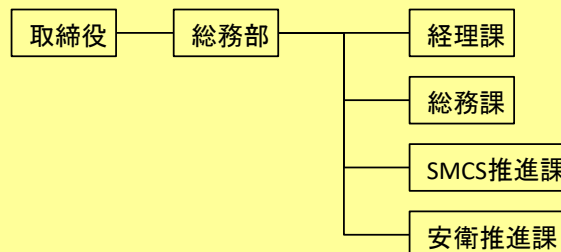
【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

管理体制はISO14001環境マネジメントシステムにより実施。

- ・ISO14001環境マネジメントシステム取得(JICQA E1102)
- ・ISO14001:2015 登録開始日 2005/10/4、有効期限日 2026/10/3
- (1) 廃棄物管理体制 管理責任者1名、管理担当者1名を置く
- (2) 廃棄物管理責任者 総務課長 廃棄物のリサイクル等及び収集処理等の全般を総括する
- (3) 廃棄物管理担当者 総務課員
 - ① 廃棄物のリサイクル等及び収集処理等に関する指示及び廃棄物置場等の管理を行う
 - ② 法令に基づく届出、報告等の関係書類を作成する。また、届出、報告等の内容に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を作成する
 - ③ 廃棄物の収集処理等の業者選定に当たっては、当社から排出される廃棄物の種類を把握し、関係する許可書を確認のうえ行う(許可書の写しを保管)
 - ④ 廃棄物のリサイクル等及び収集処理等に係る業務の委託及び監督、処理及び処分等の状況把握、関係書類の保管を行う
 - ⑤ 必要に応じて廃棄物の分析を行い、その結果の評価及び保管を行う
 - ⑥ 異常時における管理責任者との協議、委託業者等への指示、調整を行う



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等の購入時の取り組み ① 過剰包装の簡易化 ② 容器のリターナブル化(原料、製品) ・設備機器・物品等の購入、修理・保守点検等の時に発生する廃棄物等は、原則として納入業者が回収する ① 梱包材料等。② 不用な機器類。③ 交換部品等 ④ その他納品で発生した物 ・再使用(リユース)可能なものは、材料メーカーに引き取らせる ・PVC、PET、PP等の端材・材料歩留りの向上
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入業者への働きかけ ・納入業者の環境意識の醸成

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物管理規定」及び「産業廃棄物分別基準」にて分別している ・産業廃棄物の定義 ①廃油類(廃潤滑油、廃切削油等) ②廃プラスチック(一般廃棄物として排出できないもの) ③紙くず(紙かみ) ④金属くず(リサイクル分別回収品以外の金属くず) ⑤廃蛍光灯/ガラスくず ⑥接着剤の入っていたビニール袋等 ⑦油のついたウェス等 ⑧その他の産業廃棄物 ・産業廃棄物の取り扱い ・作業者は、産業廃棄物を分類ごとに分別した後、飛散、漏出のないよう注意のうえ、産業廃棄物置場の所定の場所に搬入する ・紙類及び金属類の再生利用 ①紙類②金属類(ステンレス、鉄、アルミニウム、銅・真鍮・焼青銅等) 注:純度が高いほど付加価値が高い。異種金属の混入を避けること
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用 分別の細分化 ・金属類 ・広島市「事業ごみ適正処理ガイドブック」の順守

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の約95%は「廃プラスチック類」 下記は「廃プラスチック類」の取り組み ①処分委託業者でのサーマルリサイクル化 ・2006年4月より 処分委託業者での「RPFプラント」によるサーマルリサイクル化 ・2006年4月より 埋立処分を廃止 ②廃棄物の減量化 ・歩留まりの改善による廃棄物発生量の減量化 ③端材のマテリアルリサイクル化 ・材料メーカーへ端材を戻すことによるマテリアルリサイクル化 ・PVC、PET、PP等の端材
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広島工場での廃プラスチックの再生利用(マテリアルリサイクル)の機能を備えた機械装置の設置、2029年導入予定。 (防府工場は導入済)

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p style="text-align: center;">なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p style="text-align: center;">なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準の確認 (1回/年) ・「収集・運搬」を委託する廃棄物の許可証 ・「処理」を委託する廃棄物の許可証 ・「収集・運搬」と「処理」 個別契約書の締結状況 ・委託業者の処理場 現場確認 (1回/5年) ・2023年1月 現場確認実施 ・2015年12月より電子マニフェストへ移行
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託業者の処理状況の確認</p>